

金 企 市 第 7 号
金 監 督 第 48 号
5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

金融庁企画市場局長 井藤 英樹

金融庁監督局長 伊藤 豊

農林水産省経営局長 村井 正親

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏
まえた対応について

令和 6 年能登半島地震に起因する災害を踏まえた特例措置として、令和 6 年 1 月 11 日付けで標記規則の一部を改正する命令（別紙 1）が公布・施行された。

標記の改正では、「寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例」「被災者の本人特定事項の確認方法の特例」が設けられており、各金融機関において、当該改正の趣旨を踏まえた適切な取扱いがなされる必要がある。特に、「被災者の本人特定事項の確認方法の特例」については、当該特例の趣旨は、今回の災害で被災した方が本人確認書類を用意できない場合において、例えば生活資金の送金を受けるために銀行口座等を開設する等、生活再建に必要な取引が行えないなどの事態が発生しないようにすることにある。この点に留意し、被災者の方々の置かれた状況に応じたきめ細かく弾力的・迅速な対応をお願いしたい。

また、「令和 6 年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について」において、通帳等を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻

しに応ずること等を要請しているが、この点についても引き続き適切な対応をお願いしたい。

他方、当該改正については、犯罪収益の移転に悪用されることを確実に防ぐ必要があるほか、いわゆる義援金詐欺の発生にも十分な注意が必要である。こうした見地から、令和6年1月11日付けで警察庁より、金融庁を含む関係省庁に対し、当該改正の施行に当たっての留意事項（以下「留意事項」という。別紙2）が発出された。各金融機関においては、「留意事項」記載の内容を十分に踏まえ、適切な対応がなされる必要がある。

貴金庫におかれては、貴金庫内において、同規則の改正及び「留意事項」について周知するとともに、併せて、傘下の系統金融機関において改正の趣旨を踏まえた適切な取扱いがなされるよう、下記の内容についても周知するようお願いしたい。

記

1. 「留意事項」の記の1（寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例）について

①「留意事項」の記の1においては、「公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の令和6年能登半島地震に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用がなされるよう」要請されている。ここにいう「公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の令和6年能登半島地震に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座」（以下「容易かつ確実に判断できる口座」という。）には、地方公共団体や金融機関等が公表している災害義援金口座や、公知の報道機関・政党の災害義援金口座などが該当する。

「容易かつ確実に判断できる口座」とは言えない場合には、原則どおり、現金による十万円を超える送金については送金を行う顧客の取引時確認が必要であることに留意する必要がある。また、その場合には、義援金詐欺の防止を図る観点から、顧客自身に対しても送金先の確認を促すなど適切な対応に努めること。

②これに関連して、顧客から災害義援金募集のための口座を開設したい旨の申出があり、これに応じる場合には、当該口座が犯罪収益の移転や義援金詐欺に悪用されることのないよう、顧客（口座開設者）の取引時確認を厳格に行うことに加え、当該顧客の実態を把握するための当該顧客との

十分な意思疎通その他具体的な状況に応じた適切な対応に努めること。

2. 「留意事項」の記の2（被災者の本人特定事項の確認方法の特例）について

「被災者の本人特定事項の確認方法の特例」では、正規の方法による本人特定事項の確認が可能となった後には、遅滞なくこれを行うものとされていることから、当該特例に基づき顧客等の申告により金融取引を行う場合には、あらかじめ当該顧客等に対し、本人確認書類の再発行がなされれば速やかに提示等を行うべきことを明確にしておく等の対応に努めること。

（以上）

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

全国共済農業協同組合連合会

代表理事理事長 柳井 二三夫 殿

農林水産省経営局長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

令和 6 年能登半島地震に起因する災害を踏まえた特例措置として、令和 6 年 1 月 11 日付けで標記規則の一部を改正する命令（別紙 1）が公布・施行されましたが、この取扱いに関し、別紙 2 のとおり警察庁刑事局組織犯罪対策部長より、関係省庁担当局部長に対して当該命令の施行に当たっての留意事項の通知がありましたので、当該命令及び通知の趣旨を踏まえ、適切にお取り計らい願います。

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

法務大臣 小泉 龍司

財務大臣臨時代理

国務大臣 松本 剛明

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条 令第七条第一項第一号ケに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）のうち、令和六年能登半島地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

警察庁丙組組一発第5号

令和6年1月11日

関係省庁担当局部長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
の施行に当たっての留意事項について

令和6年能登半島地震の被害の状況等に鑑み、一定の特例を認めるため、この度、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。別添）が公布・施行されましたが、犯罪への悪用を防止するため、所管する特定事業者に対し、必要に応じ下記の点を周知していただくようよろしくお取り計らい願います。

記

1 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(附則第6条第1項関係)

本規定は、令和6年能登半島地震に係る寄附のために行われる現金送金であって、送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものについては、その額が200万円以下のものに限り、特別に取引時確認義務の対象取引から除くこととするものであります。

この特例は、今回の令和6年能登半島地震に係る寄附による被災者の救援という公益性が極めて大きいことに鑑み特別に認めるものであります。したがって、犯罪者がこれを悪用して、犯罪収益の移転に利用することを確実に防ぐ必要があります。為替取引を扱う金融機関等においては、本規定の運用に当たり、今回の令和6年能登半島地震に係る寄附のために行われるものであること及び送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものであることを厳格に確認していただくようお願いいたします。特に、公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の令和6年能登半島地震に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用がなされるようお願いいたします。

2 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（附則第6条第2項関係）

本規定は、令和6年能登半島地震で被災した方が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人特定事項の確認を行うことが困難と認められる場合に、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、当分の間、申告を受ける方法により本人特定事項の確認を行うことができることとし、この場合に、本人確認書類が整った段階で、遅滞なく正規の本人特定事項の確認方法を行うこととするものです。

この特例は、今回の令和6年能登半島地震で被災した方が本人確認書類を用意できないために生活再建に必要な取引が行えないなどの事態が発生しないよう特別に認めるものであります。したがって、そのような事情がない者が本規定を犯罪に悪用するということを確実に防ぐ必要があります。特定事業者においては、本規定の運用に当たり、今回の令和6年能登半島地震で被災した方で真に本人確認書類を用意できない場合のみを対象とするため、本人確認書類を用意できない事情及び扱う取引が真に必要なかどうかをよく確認するなど格別の注意を払っていただくようお願いいたします。

なお、本規定はあくまでも特別に柔軟な確認方法を許容するものであり、特定事業者において、正規の確認方法で行うことやこれができない場合に取引を行わないことを妨げるものではありません。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

一般社団法人 全国農業協同組合中央会代表理事会長 殿

農林水産省経営局長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

北海道農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

青森県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

岩手県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

宮城県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

秋田県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

山形県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

福島県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

茨城県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

栃木県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

群馬県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

埼玉県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

千葉県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

東京都農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

神奈川県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

山梨県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

新潟県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

富山県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

石川県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

福井県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

長野県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

岐阜県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

静岡県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

愛知県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

三重県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

滋賀県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

大阪府農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

京都府農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

兵庫県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

奈良県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

和歌山県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

鳥取県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

島根県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

岡山県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

広島県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

山口県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

徳島県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

香川県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

愛媛県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

高知県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

福岡県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

佐賀県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

長崎県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号
令和 6 年 1 月 12 日

熊本県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

大分県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

宮崎県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。

5 経 営 第 2350 号

令和 6 年 1 月 12 日

沖縄県農業協同組合主管部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を
踏まえた対応について

このことについて、別添のとおり関係者に対し通知したので、御了知願
いたい。